長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

最低賃金の引き上げについて

最低賃金の引き上げについて、毎年１０月に変更になりますが、秋田県は平成 28 年 10 月６日より、「716 円」となります。パートタイマーやアルバイトの時給、正社員の時給換算が 716 円を下回らないようご留意ください。

１．近年の最低賃金の推移

平成２４年度～平成 28 年度の最低賃金は以下のとおり推移しております。来月からの最低賃金は 21～22 円の大幅な上昇となります。

＜東北６県抜粋　単位：円＞

都道府県	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
青 森	654	665	679	695	716
岩 手	653	665	678	695	716
宮 城	685	696	710	726	748
秋 田	654	665	679	695	716
山 形	654	665	680	696	717
福 島	664	675	689	705	726

２．秋田県特定（産業別）最低賃金

特定最低賃金は、各都道府県の基幹となる産業に従事している基幹労働者に適用され、上記の最低賃金は、産業や労働者の年齢等に関係なく一律に適用されます。また、最低賃金または特定最低賃金のいずれか高い方が適用されます。なお、特定最低賃金については、毎年 12 月頃に改定されます。

＜平成 27 年 12 月 24 日　改定　単位：円＞

産業	特定最低賃金
非鉄金属製錬・精製業	818
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、 その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	751
自動車・同附属品製造業	790
自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業	781

※基幹的労働者とは、１８歳未満又は６５歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方を除いた特定の産業に従事する労働者です。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部　崇　まで　お問い合わせください。

☎ 018-893-5385　　 018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp
ホームページ　http://hasebe-sr.com/